

持続的な成長のために

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の事業領域は、カー用品販売事業、車検・整備事業、車販売・買取事業を中核にし、フランチャイズチェーンシステムを通じ、様々な商品、サービスを数多くのお客様に提供することです。この事業を通じ、あらゆるステークホルダーから支持と信頼を獲得し、「オートバックス」ブランドの維持・向上に継続的に取り組み、企業の社会的責任を果たすために、当社は、コーポレート・ガバナンスの改善を通じて、組織体制の整備による経営責任の明確化と意思決定の迅速化を図り、経営に対する監視機能の強化及び、適時・適正な開示の充実により経営の透明性を高めることに努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査の二重の経営チェック機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しています。また、以下により、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っています。

- ・執行役員制度の導入：執行と監督の分離、経営責任の明確化
- ・3割を超える社外取締役：監督機能の強化
- ・社外取締役を中心とする委員会の設置：透明性、客観性及び適正性の確保
- ・独立性を有する社外取締役及び社外監査役の選定：一般株主の利益保護
- ・「経営会議」「執行役員会議」の設置：適切、迅速な意思決定

現在、取締役総数8名のうち社外取締役が3名を占めている当社は、金融審議会分科会よりコーポレート・ガバナンスのモ

デルとして提示されている3類型のうち「社外取締役を中心とした取締役会」に該当しますが、全社外取締役と代表取締役により構成されるガバナンス委員会を設置しており、監査役会設置会社をベースとしつつ委員会設置会社の機能をも併せ持つ、いわゆるハイブリッド型のコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

また、社外役員6名のうち独立役員5名（社外取締役3名、社外監査役2名）の体制により、社外取締役及び社外監査役の独立性の向上を図るとともに、一般株主の利益保護に努めています。

2010年3月期のコーポレート・ガバナンス体制強化の主な施策

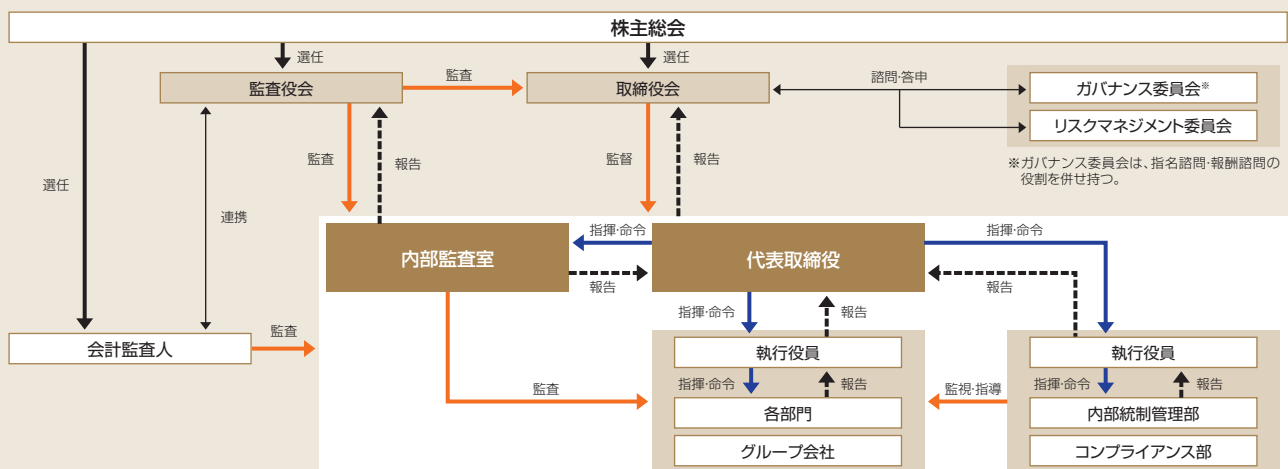
①ガバナンス委員会の改編

従来、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会及び指名諮問委員会を設置していましたが、より効果的かつ効率的な委員会運営を行うため、2010年2月開催の取締役会において諮問委員会の改編を決議し、指名諮問委員会の機能及び権限をガバナンス委員会に移管、統合しました（2010年4月1日施行）。

現在、ガバナンス委員会は、以下の体制にて、取締役会に対して以下の事項に関する答申及び提言を行っています。

- ・ガバナンス委員長：社外取締役
- ・ガバナンス委員：全社外取締役及び代表取締役
- ・検討事項：役員及び役付執行役員候補者
役員及び執行役員の報酬体系
ガバナンスに関わるその他の事項

コーポレート・ガバナンス機構



②株主総会の議決権行使結果の開示

2010年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会より義務づけられた議決権行使結果の開示について、株主に対する説明責任、開かれた株主総会という観点からガバナンス委員会において討議し、2009年6月開催の定時株主総会より議決権行使結果の開示を実施しています。

③役員評価システムの改善

他社レベルとの比較をするとともに、評価の客観性を確保するため、取締役及び執行役員の相互評価に加え、第三者機関による評価制度を新たに採用しました。評価結果は、取締役候補者選定、役員教育及び異動などの際の参考として利用しています。

④「社外役員の独立性要件」の制定

当社は、従来、監督機能の強化または監査役の機能強化のため独立性の高い社外役員を招聘することに努めてきましたが、証券取引所による「独立役員制度」の開始に伴い、2010年2月開催の取締役会において、正式に「社外役員の独立性要件」を設定しました。

取締役及び監査役各々より当該要件を満たす者を独立役員とし、東京及び大阪証券取引所に届け出ています。

⑤役員報酬

当社は、適切な役員報酬とするため、ガバナンス委員会において、「役員報酬方針」に基づき報酬の体系及び水準などを検討し、取締役会に答申し決定しています。

また、当期についても、第三者機関が蓄積したデータベースから同業あるいは同規模の他企業と比較し、その合理性を判断し決定しました。

2010年3月期(2009年4月1日～2010年3月31日)に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

区分	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬		業績連動報酬	
		支給人員 (名)	支給額 (百万円)	対象人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外)	348 (48)	10 (4)	213 (48)	5 (0)	135 (-)
監査役 (うち社外)	81 (40)	5 (3)	81 (40)	0 (0)	- (-)
合計	429	15	294	5	135

※2009年6月25日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含む。

当社のコーポレート・ガバナンス体制(2010年6月21日現在)

全般	組織形態	監査役会設置会社
経営、業務執行体制	取締役及び取締役会	代表取締役
	取締役人数	8名(社外取締役:3名(うち独立役員:3名)、執行役員兼務:5名)
	2010年3月期取締役会開催数	21回(臨時9回含む)
	経営会議	役付執行役員(社長執行役員) オブザーバー:社外取締役、監査役
	役割	・取締役会決議事項の事前審議 ・全社方針、計画の立案等
	2010年3月期開催数	11回
	執行役員会議	全執行役員(社長執行役員) オブザーバー:社外取締役、監査役
	役割	・事業戦略の進捗管理、分析、対策立案 ・全社方針、計画、事業戦略の徹底等
	2010年3月期開催数	12回
	取締役会の諮問機関等	ガバナンス委員会
役割		・役員及び役付執行役員候補者の検討 ・役員及び執行役員の報酬体系の検討 ・ガバナンスに関わるその他の事項の検討
2010年3月期開催数		14回
リスクマネジメント委員会		取締役兼務執行役員及び内部統制担当執行役員(代表取締役社長執行役員)
役割		リスクマネジメントの円滑、適正な推進
2010年3月期開催数		4回
監査体制	監査役及び監査役会	5名(社外監査役:3名(うち独立監査役2名))
	2010年3月期監査役会開催数	18回(臨時8回含む)
	内部監査組織	内部監査室
	役割	・内部統制システムのモニタリング ・社内各部門及び子会社の業務監査 ・監査結果の監査役、代表取締役社長執行役員及び執行役員などへの報告
	会計監査	会計監査人
	有限責任監査法人トーマツ	